報道資料

くらしの中に 総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和８年11月20日
消防庁

危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令（案）に対する意見公募

消防庁は、危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令（案）について、令和８年11月21日（土）から令和８年12月21日（月）までの間、意見を公募します。

１　改正内容

以下の事項について措置を行うため、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）及び消防法施行令（昭和36年政令第37号）を改正するものです。概要については、別紙２を御覧ください。

（１）指定試験機関が実施する危険物の取扱作業の保安に関する講習の手数料額
（２）指定試験機関が実施する工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の手数料額

２　意見公募対象及び意見公募要領

○　意見公募対象（別紙３参照）
・危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令（案）
○　意見公募要領の詳細については、別紙１を御覧ください。

３　意見公募の期限

令和８年12月21日（月）（必着）（郵送についても、締切日に必着とします。）

４　今後の予定

意見公募の結果を踏まえ、当該政令を公布する予定です。



（事務連絡先）
消防庁予防課　　菅村補佐、菅
消防庁予防課危険物保安室　今井補佐、池田
TEL　03-5253-7523、03-5253-7524（直通）
E-mail:yobo_atmark_soumu.go.jp
fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp
※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。

別紙１

意見公募要領

１　意見公募対象

危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令（案）

２　意見公募の趣旨・目的・背景

危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）及び消防法施行令（昭和36年政令第37号）について、以下の改正を行うものです。

（１）指定試験機関が実施する危険物の取扱作業の保安に関する講習の手数料額

（２）指定試験機関が実施する工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の手数料額

３　資料入手方法

準備が整い次第 e-Gov（https://public-comment.e-gov.go.jp/）の「意見募集案件」及び総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

４　意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）又は（３）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

※ 誤投稿防止のため、意見の提出に当たって必ず「意見募集要領（提出先を含む）」及び「命令などの案」の全部を確認してください。

（１）e-Gov を利用する場合

e-Gov（https://public-comment.e-gov.go.jp/）に掲載されている対象の意見提出フォームからご提出ください。

※ e-Gov から提出できる電子ファイルのサイズは４MB までとなっています。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：　yobo@soumu.go.jp、fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp

総務省消防庁予防課危険物保安室　あて

※　スパムメール防止のため＠を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入

りますが、「@」に修正の上、お送りいただきますようお願いします。

※　意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の e-Gov を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※　メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※　電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 20MB となっています。

（３）郵送する場合

〒100-8926　東京都千代田区霞が関２－１－２
消防庁予防課
消防庁予防課危険物保安室　あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

〇ディスクの種類：CD－R、CD－RW、DVD-R 又は DVD-RW

〇ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

〇ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

５　意見提出期間

令和８年 11 月 21 日（土）から令和８年 12 月 21 日（月）まで（必着）

※　郵送についても、締切日に必着とします。

６　留意事項

・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。

・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防庁予防課危険物保安室にて配布又は閲覧に供します。

・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあっては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。（連絡担当者の氏名は公表しません。）
・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省消防庁予防課　菅村、菅
総務省消防庁予防課危険物保安室　今井、池田
電　話：03-5253-7523、03-5253-7524
電子メールアドレス：yobo_atmark_soumu.go.jp、fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp
※迷惑メール防止のため、＠を「_atmark_」と表示しています。
メールをお送りになる際には、「_atmark_」を＠（半角に修正してください）に直してください。

意　見　書

令和　　年　　月　　日

総務省消防庁
　予防課
　予防課危険物保安室　あて

郵便番号
（ふりがな）
住所（所在地）
（ふりがな）
氏名（法人又は団体名等）（注１）
電話番号
電子メールアドレス

「危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注１　法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。
注２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見

別紙２

危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令案について

令　和　８　年　１１月
消防庁予防課・危険物保安室

危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危険物政令」という。）及び消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「施行令」という。）について、以下の改正を行う。

１．改正内容

（１）危険物政令の改正【改正政令第１条（危険物政令第40条第２項）関係】

危険物の取扱作業の保安に関する講習を指定試験機関が実施する場合の手数料額を5,300円から6,000円に引き上げる。

（２）施行令の改正【改正政令第２条（施行令第36条の８）関係】

工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を指定試験機関が実施する場合の手数料を7,000円から7,800円に引き上げる。

２．施行予定日

令和９年４月１日

別紙３

政令第　　号

危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十六条の四第二項及び第十七条の十一第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（危険物の規制に関する政令の一部改正）

第一条　危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二項中「五千三百円」を「六千円」に改める。

（消防法施行令の一部改正）

第二条　消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の八中「七千円」を「七千八百円」に改める。

附　則

この政令は、令和九年四月一日から施行する。

理　由

指定講習機関が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習又は指定講習機関が行う工事整備対象設備等の工事若しくは整備に関する講習を受けようとする者が納付すべき手数料の額を引き上げる必要があるからである。

危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令案　新旧対照条文

○　危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）（抄）（第一条関係）・・・

○　危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）（抄）（第一条関係）　（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（手数料） 第四十条　（略） （表略） ２　法第十六条の四第二項の規定により納付すべき手数料の額は、六千円とする。	（手数料） 第四十条　（略） （表略） ２　法第十六条の四第二項の規定により納付すべき手数料の額は、五千三百円とする。

○　消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）（抄）（第二条関係）　（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（指定講習機関による工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の手数料） 第三十六条の八　法第十七条の十一第一項の規定により納付すべき手数料の額は、七千八百円とする。	（指定講習機関による工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の手数料） 第三十六条の八　法第十七条の十一第一項の規定により納付すべき手数料の額は、七千円とする。